

商品概要説明書

スーパー定期貯金＜単利型＞

(2025年4月1日現在)

商品名	・大分県産農畜産物抽選権付き年金定期貯金JAバンク大分「結いの恵み」
ご利用いただける方	・個人の方で、以下の条件のうちいずれかに該当される方 ① JAで年金を受給されている方（指定手続き中を含む） ② JAへ公的年金等の受給を予約された方
期間	・定型方式 1年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱となり、大分県産農畜産物抽選権付き年金定期貯金JAバンク大分「結いの恵み」ではない「スーパー定期貯金＜単利型＞」としての継続となります。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・50万円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・特別金利は満期日まで適用します。 ◎特別金利 特別金利については、各JAにご確認ください。 ただし、自動継続はスーパー定期貯金＜単利型＞の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭のコピーボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組み入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当農協、金融事業部（電話：0973-52-3151）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当農協、金融事業部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 なお、福岡県弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。 福岡県弁護士会紛争解決センター （福岡県弁護士会館）（電話：092-791-1840） （北九州法律相談センター）（電話：093-561-0360） （久留米法律相談センター）（電話：0942-30-0144）</p>
<p>個人情報の取扱いに関する重要事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さまとお取引のある農業協同組合は、大分県信用農業協同組合連合会にお客様の下記の個人情報を提供し、以下の目的のために当該個人情報を利用いたします。 <p>(利用目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懸賞品等の進呈対象者の確認および懸賞品の発送 ・訪問、電話、宣伝物・印刷物の送付等による各種商品等のご案内 ・新商品・新サービスの開発等のための市場調査・分析 <ul style="list-style-type: none"> ・お客さまとお取引のある農業協同組合、大分県信用農業協同組合連合会は、お客様の以下の情報について、安全管理措置を講じたうえで取得・保有・利用いたします。 氏名、住所、電話番号、口座番号等 ・大分県信用農業協同組合連合会は本懸賞品発送業務の一部を外部業者に委託いたします。
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・各申込期間における新規定期貯金契約者に対し、50万円につき、1口の抽選権を付与します。（自動継続後の定期貯金には懸賞抽選権は付与されません。） ・各抽選において、お一人様あたり当選はそれぞれ1口とします。 ・懸賞品の発送をもって、当選者の発表とさせていただきます。 懸賞品は当JAへ届け出されている住所にお届けいたします。お客様の転居先不明等によりお届けできない場合は、当選が無効となる場合があります。 ・この定期貯金は原則として期限前に中途解約することはできません。抽選前に中途解約するときは、抽選権がなくなります。 ・取扱期間は、令和7年4月1日～令和8年3月31日までとします。 ・上記取扱期間中であっても今後の金融情勢等により販売条件が変更となる場合や、お取り扱いを中止する場合があります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

大分大山町農協

商品概要説明書

大口定期貯金

(2025年4月1日現在)

商品名	・大分県産農畜産物抽選権付き年金定期貯金 J Aバンク大分「結いの恵み」
ご利用いただける方	・個人の方で、以下の条件のうちいずれかに該当される方 ① J Aで年金を受給されている方（指定手続き中を含む） ② J Aへ公的年金等の受給を予約された方
期間	・定型方式 1年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱となり、大分県産農畜産物抽選権付き年金定期貯金 J Aバンク大分「結いの恵み」ではない「大口定期貯金」としての継続となります。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000万円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・特別金利は満期日まで適用します。 ◎特別金利 特別金利については、各 J Aにご確認ください。 ただし、自動継続後は大口定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭のコピーボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・マル優の取扱いはできません。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えて J Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－ $\frac{（基準利率－約定利率） \times （約定日数－預入日数）}{預入日数}$ なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当 J A 所定の利率とします。 (2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率（Bの算式により計算した利率が普通貯金金利を下回るときは普通貯金金利とします。）のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率－約定利率×30%

	B 約定利率－（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数） 預入日数
貯金保険制度 （公的制度）	<p>・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきま しては、当農協金融事業部（電話：0973-52-3151）にお申し出く ださい。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整 備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359） でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機 関を利用できます。上記当農協金融事業部またはJAバンク相 談所にお申し出ください。 なお、福岡県弁護士会に直接お申立ていただくことも可能です。 福岡県弁護士会紛争解決センター （福岡県弁護士会館） （電話：092-791-1840） （北九州法律相談センター）（電話：093-561-0360） （久留米法律相談センター）（電話：0942-30-0144）</p>
個人情報への取扱いに 関する重要事項	<p>・お客さまとお取引のある農業協同組合は、大分県信用農業協同組合連合会に お客様の下記の個人情報を提供し、以下の目的のために当該個人情報を利用 いたします。</p> <p>（利用目的）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懸賞品等の進呈対象者の確認および懸賞品の発送 ・訪問、電話、宣伝物・印刷物の送付等による各種商品等のご案内 ・新商品・新サービスの開発等のための市場調査・分析 <p>・お客さまとお取引のある農業協同組合、大分県信用農業協同組合連合会は、 お客様の以下の情報について、安全管理措置を講じたうえで取得・保有・利 用いたします。 氏名、住所、電話番号、口座番号等</p> <p>・大分県信用農業協同組合連合会は本懸賞品発送業務の一部を外部業者に委託 いたします。</p>
その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計 算します。 ・各申込期間における新規定期貯金契約者に対し、50万円につき、1口の抽選 権を付与します。（自動継続後の定期貯金には懸賞抽選権は付与されません。） ・各抽選において、お一人様あたり当選はそれぞれ1口とします。 ・懸賞品の発送をもって、当選者の発表とさせていただきます。 懸賞品は当JAへ届け出されている住所にお届けいたします。お客様の転 居先不明等によりお届けできない場合は、当選が無効となる場合があります。 ・この定期貯金は原則として期限前に中途解約することはできません。抽選前 に中途解約するときは、抽選権がなくなります。 ・取扱期間は、令和7年4月1日～令和8年3月31日までとします。 ・上記取扱期間中であっても今後の金融情勢等により販売条件が変更となる場 合や、お取り扱いを中止する場合があります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

大分大山町農協